

令和7年度 議会改革特別委員会 運営方針

1 調査の目的

墨田区議会基本条例の運用、政治倫理その他議会改革に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) 更なる「開かれた議会の実現」「議会活動の活性化」に向けて

(内 容)

「令和6年度 議会改革・議会広報改革特別委員会における調査・検討結果に係る引き続き検討すべき事項」において示された「特別委員会から提出された提言書に関する報告の具体的な方法」、「フリースピーチ制度の実施」について調査・検討を行うことで、更なる「開かれた議会の実現」及び「議会活動の活性化の推進」を図るとともに、議員と職員の関係の在り方を含めた墨田区議会議員の政治倫理に関する条例の運用及び条例改正も視野に入れた検討を行う。

3 調査期間及びスケジュール

別紙「令和7年度 議会改革特別委員会 スケジュール」のとおり

4 調査の手法等

項 目			実施予定
先進自治体等への行政調査			○
議会基本 条例関連	13条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	
	14条	区民等との意見交換会等	
		条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	
	19条	公聴会及び参考人制度の活用	○
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
	22条	委員会における研修会	

《概要》

1 先進自治体等への行政調査

議会改革における先進自治体への行政調査を実施する。

＜視察先：例＞

- ・ 東京都目黒区議会 「目黒区議会におけるハラスメント防止指針」
- ・ 大阪府大阪市会 「大阪市会議会改革の取組」
- ・ 愛知県犬山市議会 「市民フリースピーチ制度の取組」
- ・ 岐阜県可児市議会 「市民フリースピーチ&市民と議員の懇談会の取組」

2 委員間討議

調査・検討に当たっては、委員間討議によることを基本とし、積極的な議論を行う。

3 公聴会及び参考人制度の活用

議員と職員の関係の在り方を含めた墨田区議会議員の政治倫理に関する条例の運用等を検討する中で、専門的知見を聞くため、有識者等の参考人招致を行う。

* 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。